

## 6 入湯税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

入湯税は、環境衛生施設の整備や観光の振興等に要する費用にあてるために設けられた目的税です。

### （1）入湯税を納める人（納税義務者）

納税義務者は鉱泉浴場の経営者ですが、入浴料金にはすでに入湯税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは入湯客です。

※鉱泉浴場とは、温泉法第2条で規定する温泉を利用する浴場

※温泉とは「温泉源から採取される時の温度が摂氏25℃以上であること」または「一定の物質を含むもの」

### （2）税額の算定区分

鉱泉浴場の入湯客に対して、1人1泊につき150円（日帰りの場合、1日につき50円）の税率で課税されます。ただし、次の場合は、入湯税が免除されます。

- 年齢12歳未満の方
- 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方
- 市内に居住する年齢70歳以上の者または重度心身障害者のうち、市長において発行する利用券で入湯する方

※共同浴場とは、一般大衆の公衆衛生上の見地する入湯の用の供するための施設

※一般公衆浴場とは、いわゆる街の銭湯に類するものであって高度な浴場施設を必ずしも必要としないものであり、かつ、一般市民が安直にその欲求を満たすに足る程度のもの

### （3）納税の方法

入湯税は、鉱泉浴場の経営者が入湯客から受け取って翌月15日までにまとめて納めることになっています。